

特集Ⅰ

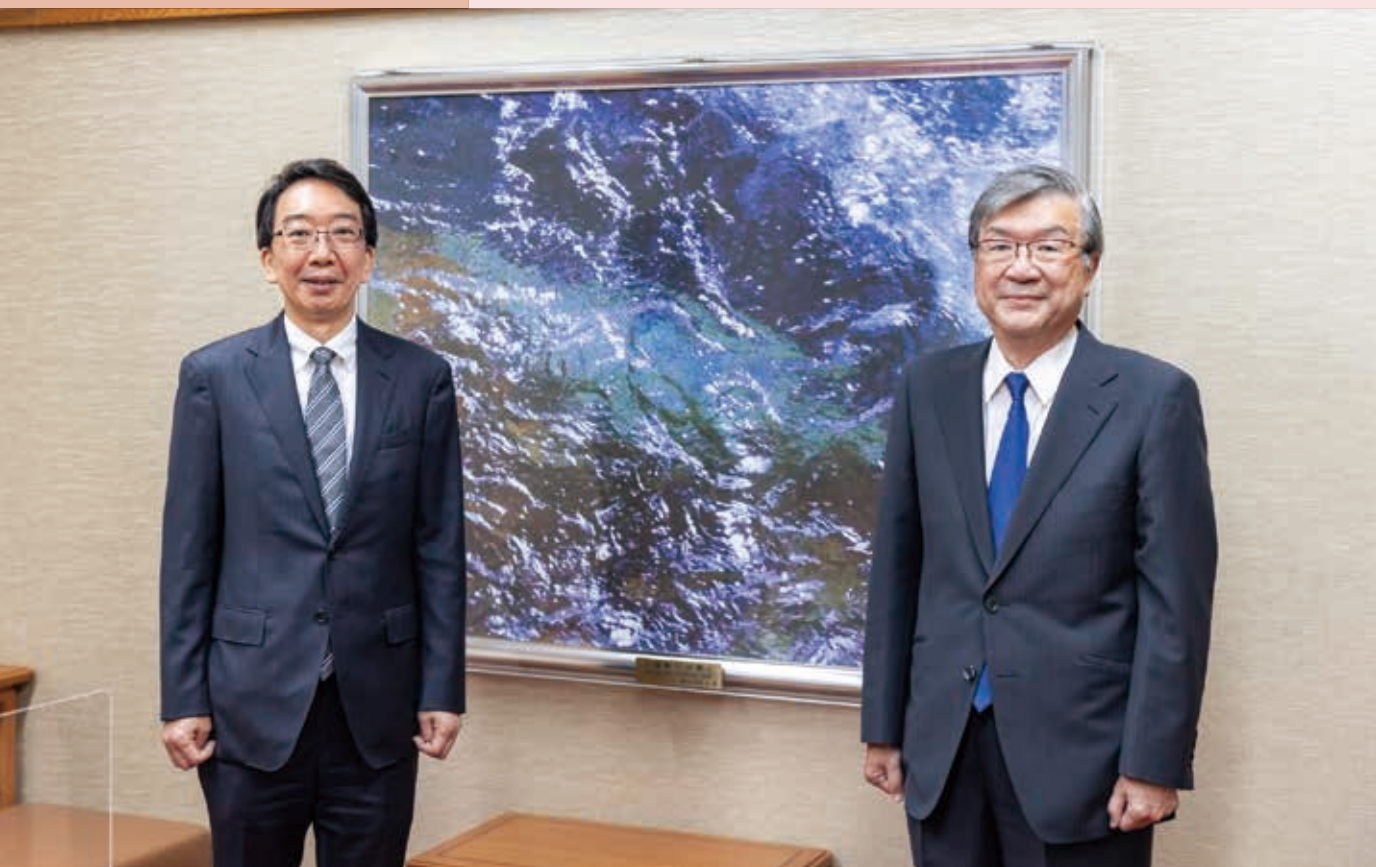
特別対談 大鹿国税庁長官に 聞く、これからの 税務行政の焦点

■ CONTENTS ■

▶税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	7 P
▶適正・公平な課税・徴収	11 P
▶資産・事業承継	14 P

特別 対談

大鹿国税庁長官に 聞く、これからの 税務行政の焦点



コロナ禍、デジタル・トランスフォーメーション、国際的な租税回避、中小企業の事業承継——様々な事象や課題が重なり、税務行政は転換点を迎えようとしています。これからの税務行政の焦点について、大鹿 行宏 国税庁長官にお話を伺いました。

(聞き手：野村資産承継研究所 川北 力 理事長)

川北 弊誌「資産承継」の読者には、税理士はじめ各分野の専門家が多くおられます。本日は、読者の皆様に最近の税務行政の方針や取り組みについてご理解を深めて頂くため、大鹿国税庁長官にお話を伺います。

現在、税務行政を巡る環境が大きく変化しています。貴庁における最近の税務行政の基本方針を伺えますか。

大鹿 我が国は申告納税制度を採用しておりますので、税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得ることが、何より大切です。そのために今なすべきは、経済的にコロナ禍の影響を受けている納税者の皆様の実情をきちんと把握すること。その上で納税の猶予制度のご案内など、きめ細かな対応を行い、各種の手続をさらに簡単で便利なものにしていくことだと考えています。

一方で、適正に納税されている国民の皆様が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者には厳正な対応を行わねばなりません。この点についてはコロナ禍においても一貫して変わらない方針です。

いわば、「柔軟性」と「厳正性」の二兎を追っていくこと。それが今、私たちに求められる対応だと考えています。

川北 世の中のデジタル・トランスフォーメーションが加速していますね。貴庁においては、どのような対応を行っていますか。

大鹿 官民間問わず様々な分野でデジタル化の遅れが浮き彫りとなり、早急な変革を迫られていると実感しています。こうした流れを受け、国税庁では本年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォー

メーションー税務行政の将来像2.0ー」を公表しました。この構想の実現に向けて、各種施策を進めている最中です。

川北 ありがとうございます。それでは本日は、「デジタル・トランスフォーメーション」と「適正・公平な課税・徴収」、加えて弊所の研究分野である「資産・事業承継」という三つのテーマについて、詳しくお聞きできればと思います。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」へ

川北 今お話しいただいた「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を将来像に掲げています。この取り組みに至った経緯と、貴庁の目指すところをお聞きできますか。

大鹿 デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きは従前からありましたが、コロナ禍を境に機運が大きく高まりました。昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」でも、行政自らがデジタル・トランスフォーメーションを実現していくことの必要性を説いています。この閣議決定では「あらゆる手続が役所に行かずにできる社会」を目標に掲げていますが、それを税務行政に当てはめたのが「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」というわけです。私たちの目指すところは、「納税者の利便性の向上」と

「課税・徴収の効率化・高度化」の二本柱です。

川北 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という構想は、とても意欲的で、ぜひ期待したいところです。この将来像を実現するタイムスケジュールを、お教えてください。

大鹿 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」は、近い将来における税務行政のあるべき姿をイメージとして描いたものですが、この「ビジョン」を「プラン」に落とし込むことが重要であり、今まさにその作業をしている段階です。「いつまでに」「何が」できるのかを、工程表などの形で明確に示し、スピード感を持って進めていきたいと考えています。

先行している取り組みとしては、確定申告の簡便化が挙げられます。申告に必要なデータを「マイナポータル」経由で入手し、申告データに自動で取り込める仕組みを目指しており、既に生命保険料控除などには対応しています。来年度からは、地震保険料控除やふるさと納税、医療費控除にも対応していく予定です。その後も、対応するデータを順次拡大していきます。

税務調査の効率化としては、令和3年10月から、これまで書面で行っていた金融機関への預貯金照会が、オンラインで順次実施できるようになります。また、令和4年1月から、税務調査に必要な資料を「e-Tax」で提出できるようになり、来署や郵送が不要となります。加えて、現在実施しているWeb会議システム等を活用したリモート調査についても、必



要な機器・環境の整備を進め、デジタル技術やデータを活用した税務調査の効率化と高度化に、さらに取り組んでいきます。

川北 「ビジョンからプランへ」、そして「工程表を明らかにしていく」というお話は、非常に心強く感じます。税務行政の方向性を明確に宣言されることは、納税者の予見可能性と課税の透明性を高めることにもつながり、読者である税務専門家の皆様にとっても、相応の準備が整えられるものと思います。

大鹿 私は「構想で終わらせてはいけない」という思いを強く持っています。長年、紙中心のやり方に慣れ親しんでいる業界だけに、コロナ禍が収束した後には、デジタル・トランスフォーメーションのさらなる推進どころか、以前の姿への揺り戻しすら起きかねません。だからこそ、不退転の決意をもって、前に進まなければなりません。そのために工程表を作り、足場を固めていきます。税務行政の業務内容のみならず、組織のあり方を含め変

革していくのが、国税庁の目指すデジタル・トランスフォーメーションです。「行政におけるフロントランナー」を目指す気概で、取り組みを進めていきたいと思っています。

デジタル・トランスフォーメーションの 下での税務署の役割

川北 デジタル・トランスフォーメーションによって、税務署や税務職員の役割はどう変わっていくのでしょうか。これまでは、税務職員による税務相談や確定申告時の対応が親切丁寧であることが、税務署への信頼を醸成してきたと思います。しかし、これからは、納税者向けサービスは専ら「デジタル」になるわけですね。

大鹿 確かに、税務署での「フェイス・トゥ・フェイス」の相談等を希望される方も、当然いらっしゃると思定しています。そうした方には、これまでと変わることなく、親切かつ丁寧な対応を提供していくことが大切と考えています。そのために、税務署という「場所」や、税務署職員という「人」の存在は不可欠です。

私たちの社会はデジタル社会へと移行していきますが、「デジタルに不慣れな方や、アクセスしにくい方もいる」という前提で、制度作りを考えるべきです。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という表現には、そういう方にも簡単に感じていただけるような、利用者目線に立ったサービスを提供していきたいという思いを込めており、決して全ての方に来署を遠慮して欲しいというメッセージではありません。

川北 税務署は、地域にあって税務行政と

国民をつなぐ接点です。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」では、その在り方は変わるのでしょうか。

大鹿 本当におっしゃるとおりで、私も税務署長の経験がありますが、税務署は「地域社会の一員」だと考えています。とりわけ過疎化や高齢化が進む地域においては、税務署職員が税に関する相談や悩みを受け止め、きめ細かく助言できる体制を確保していかなければと考えています。一方で都市部の忙しい方や、スマートフォンなどのデバイスを使いこなせる方向けには、積極的にデジタルの仕組みをご提供していきます。そうしてデジタル化で全体の来署者数が減れば、職員の相談等に要する時間や労力は減り、そのリソースを適正公平な課税・徴収の実現に振り向けていくことができるはずです。人によるコンシェルジュ的な機能は維持・確保しながら、データ活用・分析などの新たな分野で、効果的な調査・徴収の実務を担う人材を増やしていければと考えています。

データ活用による「課税・徴収の 効率化・高度化」

川北 税務手続のデジタル化では、「e-Tax」と「マイナポータル」の情報連携が、重要な課題になると考えます。また、税務申告に必要なデータを自動的に取り込むためには、様々なデータ保有機関との連携が不可欠です。

しかし、特にマイナンバーの活用推進については、行政の効率化によるサービス向上を期待する声がある一方で、「役所が必要以上に個人情報を把握するので

はないか」「個人情報が一元的に集約されて不正利用のリスクが高まるのではないか」といった懸念も聞こえてきます。

大鹿 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進めるに当たって、連携するデータは、税務行政上で必要なものに限定されます。マイナンバーが付いていても、個人の様々な情報が一元的に管理されるわけではなく、各機関が行政上必要な範囲内で個人情報を管理しています。

もちろん、データの授受やマイナンバーの利用に当たっては、国民の皆様が不安に感じることはないよう、セキュリティには万全を期す必要があります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に基づき、マイナンバーを含む個人情報を厳重に取り扱うことはもとより、相手方となる機関との連携をしっかりと行っていきたいと考えています。

川北 情報に関連して、もう一つ。税務行政のデジタル・トランスフォーメーションでは、膨大な情報リソースを加工・分析し、高リスク対象を抽出した上で、課税徴収に活用する取り組みが進むとされています。実際、どのような手法が用いられるのでしょうか。

大鹿 データを可視化し、集団の特徴を把握することはもちろん、納税者から申告された内容と国税当局が保有する資料情報のマッチングや、BAツール^{*1}で調査優先度が高い納税者を的確に抽出し、実

地調査につなげることが可能となります。また資産税においても、過去の申告情報や国外財産調書、財産債務調書などの各種情報を、データとして蓄積・分析することで、調査選定の効率化を進めていきます。

デジタル化時代において 税理士に求められる役割

川北 デジタル・トランスフォーメーションの進展に伴い、税理士の業務もまた変化していくのではないのでしょうか。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」において、税務専門家に期待する役割を伺えますか。

大鹿 税理士、会計士の皆様には、これまでも「e-Tax」の利用促進をはじめ、税務手続のデジタル化推進に多大なる協力をいただいております。この場を借りて感謝申し上げます。

税理士や会計士の皆様は、税務や会計の専門家であるとともに、そうした分野に限らず経営全般の相談相手として事業者から大変頼りにされる存在です。デジタル化が進んでも、「個々の事実関係が、税法上の特例の適用要件に当てはまるか」など、実務上では、専門的知識に基づく「人」の判断が必要となる場面が多々あります。「税務や会計に関する専門家」としての皆様の役割は依然として大きく、ニーズは少しも変わらないものと考えています。

また、ビジネスプロセス全体のデジタ

^{*1} BA（Business Analytics）ツールとは、蓄積された大量データから統計学や機械学習の手法を用いて、データ分析を行うツールをいう。

ル化が進めば、記帳や申告のみならず、受発注や請求書の授受に至るまで、事務負担の軽減や生産性の向上につながります。そうした観点からもデジタル化のメリットは大きいので、今後もその推進にご協力をいただければと考えています。

川北 より高度な税務課題に注力できる環境が整っていくということですね。当研究所は事業承継の総合的研究をしておりますが、事業承継はただいまお話があったような、経営全般と税務に通じた専門家の活躍が求められる領域だと思います。我々も研究をさらに進め、税理士の皆様とのコラボレーションに一層努めたいと思います。

適正・公平な課税・徴収

適正・公平な課税・徴収の方針

川北 「適正・公平な課税・徴収」に関して、『国税庁レポート2021』では、「適正・公平な課税の推進」「確実な税金の納付」「国際的な取引への対応」「各国税務当局との協力」が方針に掲げられています。これらに関して、重点課題や狙い、進捗状況をお聞かせください。

大鹿 「適正・公平な課税・徴収」を実現する上では、悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には文書や電話で連絡するなど、バランスよく使い分けて、効率的かつ効果的な事務運営を行うことを基本としています。

税務調査で重点的に取り組んでいることとして、まず消費税の適正課税が挙げられます。特に、虚偽の申告による不正



還付事案には、厳正な対応を行います。また、資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査にも力を入れています。具体的には、国外送金等調査をはじめとする資料や、共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づいて外国税務当局から得られた金融口座情報などを活用し、実態解明を進めています。このほか、シェアリングエコノミーなど新たな分野の経済活動においても、適正な申告がなされるよう、情報収集や行政指導に取り組んでいます。

徴収の分野では、悪質な滞納に対する搜索や差し押さえ、公売等の滞納処分を、適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。特に、国外への財産移転による国際的な徴収回避については、外国当局に徴収共助を要請するなど、租税条約の枠組みを積極的に活用して適切に対応していきたいと考えています。

「ポストコロナ」を視野に入れた

新たな調査事務運営

川北 税務調査では現在、新型コロナウイルス感染症対策として、電話や書面による行政指導や調査も実施されています。「ポストコロナ」においても非対面での調査は、継続もしくは拡充されていく予定でしょうか。

大鹿 コロナ禍における税務調査は、我々も試行錯誤しながら進めている最中です。感染症対策を徹底した上で、個々の納税者の状況に即した対応を心掛け、調査の必要度が高いと認められる事案については、納税者等の理解と協力を得た上で実施することを原則としています。

納税者から要望があった場合は、Web会議システム等を活用したリモート調査を検討するほか、対面なしに実施可能な事案については、電話や書面による行政指導等も積極的に実施しています。通信環境やコミュニケーションの面で多少の不便を感じることはあるものの、効率化や迅速化などのメリットも多大だと、あらためて認識しています。収束後も、Web会議システム等を活用したリモート調査は、継続を検討していきます。また電話や書面での行政指導等は、引き続き活用していく考えです。

川北 今後の税務調査や指導に際して、納税者や税理士に期待されることがあれば、お聞かせください。

大鹿 コロナ禍における非対面での調査や指導へのご協力を、引き続きお願いしたいと思います。こうした状況下においても我々は、納税についてのコンプライア

ンス意識を高める方策を、しっかり考えていく役割があります。コロナ禍を奇貨として、今まで検討していなかったあらゆる手法を俎上に載せ、何が一番効果的なのかを検討するタイミングだと捉えています。税理士の皆様には、この方面でもご協力を賜りたいと思っています。

川北 デジタル化が進むことで、納税者側も当局側も調査の事前準備が効率的・効果的になり、実地調査での作業は絞られるかもしれません。そうすると、実地調査の回数や時間が今より短縮されるはずです。それは納税者にとってもデジタル・トランスフォーメーションのメリットと感じられるところですね。

大鹿 そうですね。パンデミックとなった令和元事務年度後半からは、調査件数こそ減少しましたが、申告漏れ等の非違割合は非常に高い水準が続いています。また、1件当たりの追徴税額も増加傾向にあります。コロナ禍で調査手法が変わっても、我々の調査の深度が落ちることはなく、一定程度の成果を挙げていると認識しています。

もちろん納税に当たっては、これまで申し上げたとおり、納税者個々の実情を十分に伺いながら対応することを基本としています。納付が困難な場合には、猶予制度の適用を最優先に対応する方針です。その適用に当たっては、納税者の置かれた状況や心情にも十分配慮し、納税者からの提供が困難な資料がある場合は、聞き取りによる審査を行うことで資料のやり取りを簡略化するなど、迅速かつ柔軟に対応するよう、全国の国税局・税務署に指示しているところです。ご不明な

点などあれば、最寄りの税務署にご相談いただければと思います。

富裕層や海外取引のある企業への対応

川北 国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題に掲げておられます。その状況をお教えてください。

大鹿 富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として、「情報リソース」「調査マンパワー」「グローバルネットワーク」の三つについて、拡充を図っています。

「情報リソース」の充実としては、国外財産調書や租税条約等に基づく情報交換資料を積極的に分析・活用しながら、納税者管理や調査等に取り組んでいます。

「調査マンパワー」については、全国の国税局に「重点管理富裕層プロジェクトチーム（重点管理富裕層PT）」を設置し、特に高額な資産を有する個人については、その関係者や主宰法人等を一体管理し、深度ある調査を実施しています。

「グローバルネットワーク」では、共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報交換等のグローバルネットワークを活用しています。徴収においても同様で、海外への財産の移転などの徴収回避に対して、租税条約に基づく徴収共助の制度を活用して積極的に国際的な租税の徴収に取り組んでいます。

川北 これらの取り組みの成果を、どう評価しておられますか。

大鹿 富裕層に対する所得税の実地調査では、申告漏れ等の非違割合は8割を超えている状況が続いています。また、1件当たりの追徴税額も増加傾向にあります。

なお、徴収共助においては、制度導入の平成25年10月以後、63件の要請を行い、約9億円を徴収しています（令和3年6月時点）。こうしたことを踏まえると、富裕層の申告漏れ等について、ある程度の対応はできていると考えています。

租税回避の手法は年々、複雑・多様化しています。こうした動きを看過すれば、課税の公平性を損ない、国民の皆様の納税に対する不信につながりかねない、と重く受け止めています。そこは国税庁として全力を挙げ、困難な事案にもひるまず、深度ある調査に挑んでいきたいと考えています。

海外資産の申告漏れ・

国際的租税回避について近年の傾向

川北 資産運用の多様化・国際化に関連して、さらにお聞きしたいと思います。『国税庁レポート2021』では、海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例が掲載されています。最近の傾向を伺えますか。

大鹿 先ほども申し上げたとおり、国税庁では、CRS情報だけでなく、租税条約に基づく情報交換制度で入手した情報、国外送金調書等の資料情報を活用することで、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。その結果、令和元年7月から令和2年6月の1年間（令和元事務年度）の相続税の調査のうち、海外資産に係る申告漏れの非違件数は149件と過去最高に上りました。

相続税の調査では、海外に所在する預貯金、有価証券及び不動産等の財産の申告漏れ事案を把握しています。例えばあ

る事例では、調査対象者が「海外預金ならば国税当局に把握されることはないだろう」と考え、意図的に申告財産から除外していましたが、CRS情報からその財産の存在を把握し、是正することができました。地域別では、北米やアジアに所在する財産の申告漏れ事案が多い傾向にあります。こうした資産運用の多様化・国際化に対応するためにも、様々な資料情報から海外取引や海外資産の把握に努め、課税上の問題が認められれば確実に調査を実行していきます。

資産・事業承継

中小企業の事業承継と 事業承継税制について

川北 最後のテーマとなりますが、私ども野村資産承継研究所では、平成27年4月の設立以来「資産承継」「事業承継」分野における研究及びコンサルティングを行ってまいりました。その中で、法人オーナー様やその顧問税理士の先生から、事業承継に関して様々なご意見を伺っています。中小企業の事業承継に関して、貴庁の考えを伺えますか。

大鹿 中小企業の事業承継に関しては、国税庁が政策を所管しているわけではありませんが、高齢化で引退を迎える経営者が増え、それぞれの企業が培ってきた事業や貴重な経営資源を次世代へ引き継ぐことが大きな課題となっていることは、よく承知しています。

川北 税制面からは、中小企業の事業承継が円滑に進むよう「事業承継税制」が設けられていますね。これについては、平

成30年に特例制度が設けられて要件が緩和されたことで、適用者も増えています。適用には、令和5年3月31日までに特例承継計画を各都道府県に提出する必要がありますので、今後この特例承継計画の提出は、増加していくと思われます。

一方で、この事業承継税制について、税理士等の専門家からは「手続負担が重い」との声が聞かれます。例えば、猶予を受けた税額が免除を受けるまでの期間を通じて、継続届出書を提出する事務手続があり、提出期限内に提出しないと猶予されている税額を納付する義務が生じます。こうした現状を鑑みて、法律上の定めはありませんが、税務署から継続届出書の提出期限前に、提出の事前通知を納税者の方に送っていただいているようです。このような事業承継税制に関する取り組みについて、貴庁の方針をお聞かせください。

大鹿 事業承継税制については、ご承知のとおり、近年大幅な制度の拡充が行われているところです。納税者が制度を正しく理解して申告・納付ができるように、中小企業者や税理士等への周知や環境整備が重要と考えています。

その方策として、国税庁ホームページに「事業承継税制特集」のページを設けており、リーフレットなどでも各種情報を掲載しています。また、日本税理士会連合会などの関係民間団体に働きかけて、傘下の各会・会員・関与先等への制度周知を依頼するほか、各種説明会・研修会への講師派遣依頼にも積極的に応じています。

さらに制度適用者に対しては、ご指摘

のとおり、継続届出書の提出期限のおおむね3か月前に、継続届出書の様式と提出期限をお知らせする文書を送付しています。今後も引き続き、中小企業庁等の関係機関と連携・協調を図りながら、積極的な周知・広報等に努めていきたいと考えています。

財産評価基本通達について

川北 最後に財産評価について伺います。不動産や取引相場のない株式等の評価実務は、財産評価基本通達に依存しているので、通達の改正や運用方針は読者の関心が高いところです。このため、財産評価基本通達に関して、お考えをお教えください。

大鹿 相続税や贈与税の課税対象となる不動産や株式などの財産は多種多様で、これらの時価を的確に把握することは必ずしも容易ではありません。一方で財産評価基本通達は、専門的な知識を有していない方でも理解できるものでなければなりませんし、大量の財産を画一的に評価する必要があります。さらには、納税者の便宜や行政効率の観点から、評価の簡便性も求められていると思います。そこで国税庁では、各種財産の評価方法の原則や、各種財産の評価単位ごとの評価方法を財産評価基本通達として定め、内部的な取り扱いを統一するとともに、これを一般にも公開しています。

しかし、この通達を形式的あるいは画一的に運用していった場合、課税の公平が確保されないケースも考えられます。そこで、基本通達では「個々の財産の態様に応じて、個別に財産の評価を行う」

ということを第6項に定めています。実質的な租税負担公平の観点から看過しがたい事態が生じると考えられる場合には、この第6項によって個々の財産の態様に応じて評価を行うことになるわけです。

川北 すべからく税制は、経済事象のある局面で切って、その断面を把握して課税することになるかと思います。資産税は、長期に蓄積されたものをどこで把握するか、どう評価するかという難しさがありますね。通達の第6項については係争も生じているようですが、国税庁には、国民が納得するような適切な対応が求められていると思いますので、ご努力いただきたいと思います。

大鹿 裁量に寄りすぎてはいけませんし、かといって実情を踏まえない状態も適切ではないと思います。各事案についてしっかりと検討した上で対応していく姿勢を、重視したいと考えています。

終わりに

川北 当研究所では、事業承継に関する制度研究を行っています。経営のバトンタッチは経営者にとって最大の課題であり、関心事です。長期的な構想で考えておられる方が多く、その構想を練る上での前提となるのが、税制を含めた制度環境です。突然、制度や運用が変わると、検討の前提が変わってしまいます。納税者視点からは、予見可能性・透明性が非常に大事だと思いますので、その辺りをぜひ大切にいただけるよう、私からご要望いたします。

大鹿 おっしゃるとおり、制度改正の内容を周知するだけでなく、我々から「こう



いう方針でやっていきます」という、税務行政の方向性の予見可能性や透明性を高める発信をしていくことが大切ですね。現在のデジタル・トランスフォーメーションを求められている状況こそが、まさに我々の対応力を高める好機の一つだと考えています。この困難な機会を捉えて、確実かつ迅速に進めていきたいと思いま

す。

川北 本日は多岐にわたりお話を伺うことができ、大変勉強になりました。有意義なお話をありがとうございました。

(この対談は令和3年9月1日に行われました。なお、実際の対談は、マスク着用等の十分な新型コロナウイルス感染症対策のもと実施しています。)



大鹿 行宏
(おおしか・ゆきひろ)

国税庁長官

◆**職歴** 昭和61年 大蔵省入省
平成4年 国税庁洲本税務署長
平成5年 国税庁高松国税局総務部総務課長
平成18年 国税庁東京国税局査察部長
平成20年 財務省主計局調査課長
平成21年 財務省主計局主計官
平成22年 財務省主計局法規課長
平成25年 財務省主計局総務課長
平成27年 復興庁統括官付審議官
平成29年 財務省主計局次長
平成30年 財務省横浜税関長
令和1年 財務省会計センター所長兼財務総合政策研究所長
令和2年 財務省理財局長
令和3年 国税庁長官(現職)

◆**職歴** 国税庁長官、一橋大学大学院教授等を経て、野村資産承継研究所理事長

川北 カ
(かわきた・ちから)

野村資産承継研究所
理事長